

病院長・施設長 様
所属長 様

平成28年8月
(公社) 青森県診療放射線技師会
会長 船水 憲一
(公印略)

業務拡大に伴う統一講習会について (ご依頼)

日本診療放射線技師会主催の業務拡大に伴う統一講習会 (全部講習) を、別紙のとおり開催いたします。

さて、平成22年「チーム医療推進会議」で検討の結果、平成25年6月に診療放射線技師等の業務拡大について法改正され、診療放射線技師の業務拡大に伴う診療放射線技師法の一部改正は(平成26年6月18日可決)、全国で働いている全ての診療放射線技師及び診療放射線技師養成教育機関に新たな教育と研修という課題を与えました。

造影注入器を用いた造影剤の投与等の業務は、平成27年4月から実施可能となり(別紙)、今回実施する講習会の内容は、平成26年厚生労働省研究班が業務拡大に必要な研修内容に関する提言をまとめた内容となりました。

今般の業務拡大にあたり、医療安全上の問題点について検証を行うことが求められています。診療放射線技師が造影剤の投与の現場に携わる機会が増え、現場において安全に実施されているのかフォローアップし、その検証を行う基盤を整備しなければなりません。これは医師、看護師など他職種においても今後同様の検証が行われます。臨床検査技師が全員講習となったことはご承知のことと存じます。

また「業務拡大に伴う統一講習会」は法律改正に伴う重要な講習会であるため、厚生労働省の後援を頂き、JARTが修了者番号籍を管理することとしています。すでに、東京都の医療監視では講習会の履修状況を確認しています。いずれ本県においても履修率が確認されることが予想されます。講習参加者として、CT・MRIに従事する診療放射線技師から優先的に参加していただけるようお願い申し上げます。なお、本講習会は4年後の平成32年度に診療放射線技師養成教育機関から卒業生が出た時点で縮小される予定です。

病院長・施設長及び所属長におかれましては、法改正に伴う講習会であることにご理解いただき、公務出張等特段のご配慮をお願い申し上げます。